

千葉市地域保健臨床研修運営委員会設置要領

(目的)

第1条 千葉市地域保健臨床研修（以下「地域保健臨床研修」という）を円滑かつ効果的に実施するための事項について検討するため、千葉市地域保健臨床研修運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域保健臨床研修の企画・調整・運営に関すること。
- (2) その他、地域保健臨床研修の実施に係る事項に関すること。

(組織)

第3条 運営委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は保健所長の職にある者を、副委員長は保健所次長の職にある者の中から委員長が指名した者をもって充てる。
- 3 委員は、保健所の次長、各課長及び各室長をもって充てる。
- 4 下部組織として、研修プログラム検討班及び研修日程調整班を置く。

(会議)

第4条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、毎年度当初及び委員長が必要と認めた場合に開催する。
- 3 委員長が必要と認めた時は、研修を実施する保健福祉センター健康課長及び健康福祉部健康支援課長に出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 会議を招集する暇がない時は、稟議をもって会議に代えることができる。

(庶務)

第5条 運営委員会の庶務は、保健所総務課総務班において処理する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- この要領は、平成17年5月9日から施行する。
この要領は、平成19年4月20日から施行する。
この要領は、平成20年4月1日から施行する。
この要領は、平成23年4月1日から施行する。
この要領は、平成27年4月1日から施行する。
この要領は、令和2年4月1日から施行する。